

総合的見地からの評価 コメント(成果の有無、成果の内容と判断根拠・理由)	<p>①地域福祉推進本部の設置 ・行政部局及び社協幹部職員による推進組織、実務者レベルによるプロジェクトの継続</p> <p>②地域福祉計画推進委員会の設置 ・策定委員会を再編し、市民公募と推進テーマ別部会の代表者を含めた進捗状況の評価や総合調整を実施</p> <p>③地域福祉計画推進テーマ別部会の設置 ・地域自治推進検討部会→自治基本条例に基づき住民自治協議会のあり方を検討し市民主導で組織</p> <p>・総合相談支援検討部会→社協で実施してきた相談機関ネットワークを核として総合相談のしくみを検討</p> <p>・交通問題検討部会→「いが移動送迎連絡会」(社協事務局)を拡大し総合的な交通体系を検討</p> <p>・地域福祉教育推進プラットホーム検討部会→市民活動機関のプラットホームにより人材育成を検討</p> <p>・地域福祉型福祉サービス検討部会→社協が提唱した研究会を再編成し、</p> <p>・コミュニティビジネス検討部会→行政の市民活動支援センターの市民活動財政支援 コミュニティビジネス検討委員会を代替的に位置づけ、市民主導のコミュニティビジネス研究会に移行予定</p> <p>・協働のしくみづくり検討部会→行政と市民との協働により協働のしくみを検討(未実施)</p> <p>④社会福祉協議会に地区担当職員を配置</p>		
残された課題とその要因	<p>・当初予定していた全部の住民自治協議会での地域福祉計画説明会の実施ができなかつた。また、住民自治協議会にはまだ意識の格差があり、従来の自治会連合会組織としての枠組みから移行できないでいる住民自治協議会も多い。今後は、具体的な地域福祉活動に社協職員が積極的に住民自治協議会に関わっていく必要がある。</p>		
事務事業の展開			
2007年度 施策から見た この基本事業の取組方向	注力 ↑	部課(担当者)としての方針 地域福祉計画策定2年目として、計画推進のための具体的な取り組みを開始する。 住民自治協議会担当職員の明確化。 既存の地域福祉推進メニューを中心に、各地区において福祉部会を核とした地域福祉活動を実施。	見直しの方向 行政担当部局と社協の役割分担に関して明確化する。
評価結果を踏まえた 2007年度の取組方向	<p>「伊賀市自治基本条例」に謳われているとおり、総合計画において、特に地区別計画の策定にあたっては、住民自治協議会が策定した「地域まちづくり計画」を尊重するとしており、住民自治協議会に諮問し、答申を受けることが必要です。しかし、伊賀市となって間もないことから、今回の地区別計画においては、住民自治協議会等を対象に実施した地区別現況調査をもとに、地域の現状課題や地域住民自らが取り組むまちづくりの活動方針・内容等についてとりまとめ、住民自治地区連合会等に諮問のうえ、答申を受けて策定していることから、本格的に地域まちづくり計画が地区別計画に尊重され、総合計画にも反映されていくには、次回の総合計画の見直し時期とされている平成22年になるが、そのためには平成21年に地区別計画を見直し、平成20年に地域まちづくり計画を見なおさなければならない。そのためには、いち早く、支所職員の地域振興担当者として住民自治協議会の適切な運営調整に当たり、具体的な地域福祉活動に関しては、社協職員による住民自治協議会担当職員を配置することが求められている。その上で、具体的な事業を実施し、安定的な自主運営を実現することが求められている。</p>		